

# 妊婦初回産科受診料助成のご案内

江東区では、住民税非課税世帯などの低所得の妊婦の方に妊娠判定のための初回産科受診料を助成します。

## 【助成対象者】（下記の要件を全て満たす方）

- 住民税非課税世帯（生活保護受給者・支援給付者を含む）、又は同等の所得水準にある世帯の方
- 国内医療機関で妊娠判定のために産科を受診し、受診日時時点で江東区に住民登録がある方
- 妊娠判定が陽性で江東区でゆりかご面接を受けた方、又は妊娠判定が陰性で保健師等の面接を受けた方
- 以下の2点に同意いただける方
  - ・ 所得判定のため、世帯の課税状況を確認すること
  - ・ 必要に応じ、妊婦健診の未受診・家庭の状況等、支援に必要な情報を医療機関等と区が共有すること

## 【助成対象となる費用】

妊娠判定のため、初めて産科を受診した際の検査費用（自費分のみ）

## 【助成金額】

上限10,000円（1度の妊娠につき1回まで）

## 【申請方法】

管轄する地域の保健相談所又は保健予防課保健係に、申請書兼請求書及び下記書類をあわせてご提出ください。（申請書兼請求書は区ホームページからも印刷することができます）

- (1) 母子健康手帳（交付されている方のみ）
- (2) 妊娠判定時の領収書及び検査項目がわかる明細書の写し
- (3) 印鑑（シャチハタ不可）
- (4) 預金通帳等、振込口座がわかるもの
- (5) 世帯員全員の住民税非課税証明書（住民税非課税世帯の方のみ）
  - ※ 申請日が4～6月の場合は前年度の課税状況、7～3月の場合は当該年度の課税状況を確認します。
  - ※ 江東区で非課税の申告をされている方は提出不要です。
- (6) 生活保護受給証明書（生活保護を受給している方のみ）
- (7) 申述書及び受診月の前月から過去1年間のうち、任意の月の収入がわかる書類
  - ※ 住民税非課税世帯と同等の所得水準にある世帯の方のみ



## 【支給時期】

申請日翌月の25日頃、口座振替により支給

江東区ホームページ▲

## 【申請期限】

- 妊娠判定で陽性だった方は、当該子に係るゆりかご面接を受けた日から1年以内
- 妊娠判定で陰性だった方は、受診日から1年以内

問い合わせ先	住所	電話	FAX
城東保健相談所	大島 3-1-3	03-3637-6521	03-3637-6651
深川保健相談所	白河 3-4-3-301（※）	03-3641-1181	03-3641-5557
深川南部保健相談所	枝川 1-8-15-102	03-5632-2291	03-5632-2295
城東南部保健相談所	南砂 4-3-10	03-5606-5001	03-5606-5006
江東区保健所 保健予防課 保健係	東陽 2-1-1	03-3647-5906	03-3615-7171

※建物の大規模改修に伴い、令和8年11月から令和10年3月（予定）まで江東区福住2-3-10ヤマタネ門前仲町ビルへ移転